情報通信審議会 電気通信事業政策部会

接続政策委員会 (第64回)・ユニバーサルサービス政策委員会 (第32回) 合同会合 議事概要

日 時 令和4年9月7日(水)11:00~11:40

場 所 オンライン会議による開催

(総 務 省)

参加者 接続政策委員会 相田主査、佐藤主査代理、関口専門委員、

森川委員、高橋専門委員、西村(暢)専門委員、

西村(真)専門委員、山下専門委員

ユニバーサルサービス政策委員会 三友主査、関口主査代理、岡田委員、

大谷専門委員、砂田専門委員、長田専門委員、

藤井専門委員

事務局 近藤総務課長、木村電気通信部長、

飯村事業政策課長、片桐料金サービス課長、

寺本料金サービス課企画官、 永井料金サービス課課長補佐、 浅川料金サービス課課長補佐、 竹渕料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

(1) 固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方

○ 事務局務局説明を実施した後、質疑応答及び意見交換を行った。

【発言】

〇関口専門委員

基本的に、本日の答申案に沿った考え方をお示しいただきまして、私はこれで基本的によろしいと思っております。

その上で、資料1の3ページから始まる意見3の、4ページの上から4番目の最後の丸ですが、ここで、NTT東日本・西日本から提供エリアの要件緩和についても検討をお願いしたいという御指摘がございました。ここについて、もう少しNTT東日本・西日本の意見を聞きたいというのが第1点目の感想でございます。もう1点、意見に関わる点がありますが、まずは、ここについて意見を述べさせていただきたいと思います。

そもそも、このワイヤレス固定電話は、NTT法によって例外措置として認められていて、施行規則で電話の提供が極めて不経済となるエリアという制約がかかっています。具体的には、資料2の答申(案)の3ページの最後の段落のところでしょうか。そこで、特例地域であって、かつ、加入者密度が18回線/平方キロメートル未満となる区域を特定していて、約60万回線が母集団としてあるわけですが、これについて、今回は老朽化・故障等によるメタルケーブルの再敷設あるいは災害等によってルート変更がある場合にワイヤレス固定電話を提供していくという予定を、NTT東日本・西日本から出していただいているわけです。

これは実は、試算でいうと、年1万件に満たない程度だということで、10年たってやっと10万件が達成できる。単純計算すると、60年たつと完成するという非常に息の長い予定です。少なくとも、自己設置が原則のメタルの世界でいうと、このワイヤレス固定電話に関連する無線設備を、全部自ら設備投資をいただくということで、設備投資は一定額必要な割に提供件数が少ないということから、効率化のコスト削減効果というのは、資料2の答申

(案)の4ページの上に書いてありますが、6年後からコスト削減効果が現れ始めて、よう やく10年後に、年額2、30億円のコスト削減効果が現れる。

これは他事業者さんから、効率化を目指して導入を許したのに、接続料が上がるなんてとんでもないという御指摘をお受けして、ワイヤレス固定電話の効率化が具体化するまでは、これを導入しないときのコストを上限として、事実上キャップをかけて現状維持の上限とすると、こういうことをしのいできたわけです。

その意味で、本来、NTT東日本・西日本がより効率的にメタルを提供することについて、いいだろうと思ってやったことが、どうもあまり効率化がすぐに現れないという効果は、年1万件未満という実績の少なさによると思うのです。

その意味では、この効率化を促進するという観点から言うと、要件緩和ということも1つ検討には値すると思うので、まずは、NTT東日本・西日本御自身がこの現行のワイヤレス固定電話の提供要件についてどのようにお考えかについては、資料1の4ページにお書きの1行ではなくて、もう少ししっかりとした内容をお伺いしたかったというのが1点でございます。

それから、もう1点ですが、私はブロードバンドユニバーサルサービスについても検討の 会合に参加させていただいておりまして、こちらも今のところの試算でいうと、月8円を徴 収して基金化をして、そして、この光のブロードバンド提供に資するということを計画して いるわけです。

この対象エリアというのは、いずれにしても高コストエリアで、光の敷設が進んでいないところが対象になるわけですし、基金が肥大化しないように、1者提供で、必ずしもNTT東日本・西日本に限らないということで、ケーブルテレビ事業者やその他の事業者も予定をされているわけですが、いずれにしても、こういったブロードバンドがユニバーサルサービスとして視野に入ってきた以上、メタルの提供として許容したこのワイヤレス固定電話のサービスについても、データ通信サービスも提供できるように考えることも、1つ効率化を進める上では貢献するのではないか。

もちろんこれは改めて、今後、NTT法の改正の是非について議論を進めた上で、道を開くという手続が必要だと思うのですが、少なくとも、NTT東日本・西日本が自己設置で設置する無線設備については、データ通信はいつでも使えるようにしてありながら、使えないように仕掛けてあるということで、音声に限定した提供サービスを今は求めているわけですが、せっかく設備として持っているものを提供しないで、メタルだけに限定するという道は、どこかで外すことも検討に値するのではないかと思っておりまして、ここについても、NTT東日本・西日本の御意見を伺いたいと思っております。

以上、2点についての意見でございます。

〇相田主査

ただいまの関口先生からのNTT東日本・西日本に対する御質問につきましては、事前にその御意向を伺っておりましたので、事務局からNTT東日本・西日本に問い合わせていただいたということですので、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

〇事務局

関口先生からただ今いただきました御質問に関しましては、事前にNTT東日本・西日本 に御質問を送らせていただきまして、回答いただいておりますので、この場では事務局から 代読させていただきたいと思います。

まず、御指摘いただいた1点目のワイヤレス固定電話の要件緩和に関する内容ですが、その御回答としましては、NTT東日本・西日本より次のとおり御回答をいただいております。 当社としては、現行の要件の下、ワイヤレス固定電話の導入を進め、ユーザーの理解醸成を図っていく考え。一方で、現行の要件では、山村振興法等の対象かつ1平方キロメートル当たり18回線未満の町字に限定されているが、メタルを敷設するよりワイヤレスのほうが 効率的となるケースは、当該エリアに限定されたものではないことから、それ以外のエリアにおいても設備の状況に応じて幅広く認められるように要件を見直していただければ、さらなるメタルコストの効率化が可能になると考えている。

また、2つ目、ワイヤレス固定電話でデータ通信を行うことがそもそもできるのかというような御指摘ですが、それに関しましては、NTT東日本・西日本より次のとおり御回答をいただいております。

制度的な課題、NTT法などは別として、ワイヤレス固定電話はNTT東日本・西日本網を経由した音声・ファクス通信のみを想定したもので、データ通信を提供するための設備構成や接続形態、端末などは別途検討する必要があるが、基本的にはモバイル網はデータ通信も可能であり、データ通信としての活用も可能性としてはあり得るのではないかと考えている。

NTT東日本・西日本からの御回答は以上でございます。

〇関口専門委員

今後の検討を継続して行っていただくということをお願いして、私のお願いは以上で終了いたします。

〇岡田委員

今の関口先生と事務局とのお話を伺って、強く賛同の意見を表しておきたいと思います。 実は、先日ブロードバンドの検討会が、開かれたばかりなので、その場でも申し上げたことではあるのですが、ワイヤレス固定電話を今後広げていくという方針が示されている中で、ブロードバンドでも別途、有線のブロードバンドに限定した枠組みの中でいかにブロードバンドユニバーサルサービスを広げていくかという検討がされているということで、その双方を検討がどのように擦り合わせされていくのかということについて、いろいろまだ検討すべき点がたくさんあると思っております。

先ほど関ロ委員から御指摘の点もまさにそうで、ワイヤレス固定電話というのは、技術的なポテンシャルを含めて、ブロードバンドのユニバーサルサービスの検討の際にどのように位置づけられていくかということは、かなり重要で、タイムライン的には、今後3年や5年といった期間で、恐らく無線の在り方も大きく技術的な進歩が望めるような状況の中で、今後検討を進めていくべき課題であろうと思います。

そういう意味で、今のような御指摘は非常に重要な点であると思います。

〇相田主査

ただ今の関ロ委員、岡田委員からの御発言に関しましては、今後の検討を進めていく上での御意見ということで、今回の報告書について特に修正を求める御意見ではないと理解いたしましたが、それでよろしいでしょうか。

〇岡田委員

はい、結構です。

〇関口専門委員

関口も結構でございます。

〇相田主査

それでは、特に反対の御意見はなかったようでございますので、資料1及び2にお示しいたしました、本考え方及び報告書(案)を接続政策委員会及びユニバーサルサービス政策委員会の考え方として、9月20日(火)に開催予定の電気通信事業政策部会において報告することとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

以上